

総合教育会議について

1 位置付け

- 平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の一部を改正する法律」が施行され、法第 1 条の 4 第 1 項により、全ての地方公共団体において創設（設置）されるものである。
- 市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である。
- 地方公共団体の長と、教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

2 運営等

- 会議の招集 原則として首長が招集する。必要に応じて教育委員会が総合教育会議の招集を求めることも可能である。
- 会議の公開 市民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨から、原則として公開することとされている。
- 議事録 議事録の作成とその公表について、努力義務が課されている。
- 協議内容 教育に関する大綱の策定やその変更に関する協議のほか、教育の条件整備など重点施策の協議や、児童、生徒等の生命又は身体の保護や緊急の場合に講ずべき措置に関する協議を行うこととされている。
- 会議の庶務等 首長が総合教育会議を招集することに鑑み、市長部局で行うことが原則とされている。
- その他の事項 会議運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が定めることとされており、当事者間で合意したものが要綱として位置付けられる。

3 廿日市市総合教育会議委員名簿

氏名	役職
眞野 勝弘	廿日市市長
奥 典道	教育委員会（教育長）
山川 肖美	教育委員会（教育長職務代理）
山下 芳樹	教育委員会（委員）
中尾 好美	教育委員会（委員）
渋谷 憲和	教育委員会（委員）
山田 恭子	教育委員会（委員）